

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	ヒューマンステージホールディングス株式会社 (Human Stage Holdings Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 幸喜
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06-6210-4789
【事務連絡者氏名】	取締役 外山 剛
【担当 J – A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J – A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役 竹内 直樹
【担当 J – A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J – A d v i s e r の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ヒューマンステージホールディングス株式会社 <a href="https://www.human.or.jp/humanstageholdings/">https://www.human.or.jp/humanstageholdings/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他的一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第2期中間期	第3期中間期	第1期	第2期
決算年月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	2,042,624	1,956,150	4,405,094	4,054,647
経常利益 (千円)	125,668	96,741	237,403	65,142
親会社株主に帰属する中間（当期） 純利益 (千円)	118,944	94,130	151,438	47,154
中間包括利益又は包括利益 (千円)	72,703	226,909	163,749	△14,144
純資産額 (千円)	2,085,273	2,225,334	2,012,569	1,998,424
総資産額 (千円)	3,865,410	4,071,043	4,066,100	3,890,057
1株当たり純資産額 (円)	1,648.44	1,759.16	1,590.96	1,579.78
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	94.03	74.41	119.71	37.28
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	53.9	54.7	49.5	51.4
自己資本利益率 (%)	5.8	4.5	8.0	2.4
株価収益率 (倍)	—	10.5	—	21.1
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△159,295	△88,037	△16,331	△139,388
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△21,231	263,308	284,828	△440,532
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△81,142	△62,330	△61,479	252
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	836,734	631,804	1,098,481	518,796
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	91 (2)	83 (1)	89 (2)	86 (2)

- (注) 1. 第1期中間期は、中間連結財務諸表を作成していないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、第1期及び第2期中間期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 従業員数には出向社員を含みます。
6. 第1期及び第2期中間期の連結財務諸表及び中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査及び中間監査を受けております。
7. 第2期及び第3期中間期の連結財務諸表及び中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、五十鈴監査法人の監査及び期中レビューを受けております。
8. 2024年11月9日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いましたが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

(参考情報)

当社は、2023年4月3日に株式移転により、ヒューマンステージ株式会社及び株式会社ヒューマンドリームの親会社として設立されました。株式移転前の人材サービス事業の統括会社であったヒューマンステージ株式会社と不動産賃貸事業の統括会社であった株式会社ヒューマンドリームの個別財務諸表が当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考としてヒューマンステージ株式会社と株式会社ヒューマンドリームの主要な経営指標等を記載いたします。

(ヒューマンステージ株式会社)

回次	第39期中間期	第40期中間期	第38期	第39期
決算年月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	2,001,862	1,917,904	4,335,833	3,972,886
経常利益又は経常損失(△) (千円)	15,494	57,013	96,866	△32,415
中間(当期)純利益又は当期純損失(△) (千円)	12,997	46,970	47,499	△35,434
純資産額 (千円)	803,846	808,443	814,398	744,283
総資産額 (千円)	1,930,475	1,986,292	2,203,251	1,978,154
1株当たり純資産額 (円)	190,259.51	191,347.53	192,757.03	176,161.79
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	4,734.00 (—)	4,734.00 (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	3,076,32	11,117.35	11,242.46	△8,386.77
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.6	40.7	36.9	37.6
自己資本利益率 (%)	1.6	6.1	6.1	△4.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	42.11	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (千円)	—	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	81 (2)	74 (1)	80 (2)	77 (2)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、ヒューマンステージ株式会社が非上場であるため記載しておりません。
3. キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに関する事項は記載しておりません。
4. 第38期及び第39期中間期の財務諸表及び中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査及び中間監査を受けておりません。
5. 第39期及び第40期中間期の財務諸表及び中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査及び期中レビューを受けておりません。
6. 第39期中間期及び第40期中間期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
7. 第39期の配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。

## (株式会社ヒューマンドリーム)

回次	第17期中間期	第18期中間期	第16期	第17期
決算年月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	49,417	45,335	91,129	98,736
経常利益 (千円)	122,655	60,545	153,849	136,374
中間(当期)純利益 (千円)	114,214	68,177	117,228	122,322
純資産額 (千円)	1,266,348	1,414,295	1,214,826	1,270,528
総資産額 (千円)	1,922,792	2,085,309	1,889,832	1,928,138
1株当たり純資産額 (円)	2,110,580.33	2,357,158.82	2,024,710.85	2,117,547.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	9,524 (—)	33,334 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	190,357.80	113,629.70	195,380.54	203,871.28
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	65.9	67.8	64.3	65.9
自己資本利益率 (%)	9.2	5.1	10.4	9.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	4.87	0.16
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (千円)	—	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	2 (—)	2 (—)	1 (1)	2 (—)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、株式会社ヒューマンドリームが非上場であるため記載しておりません。
3. キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに関する事項は記載しておりません。
4. 第16期及び第17期中間期の財務諸表及び中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査及び中間監査を受けておりません。
5. 第17期及び第18期中間期の財務諸表及び中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査及び期中レビューを受けておりません。
6. 第17期中間期及び第18期中間期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当グループの事業運営の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
人材サービス事業	74（1）
不動産賃貸事業	2（-）
報告セグメント計	76（1）
全社（共通）	7（-）
合計	83（1）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7（-）	40.9	15.4	3,274

- (注) 1. 従業員数は就業人員（役員及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 当社の全ての従業員はヒューマンステージ株式会社からの出向者であるため、平均勤続年数は同社での勤続年数を記載しております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復しております。また、足元の物価高の継続が個人消費に及ぼす影響が我が国経済を下押しするリスクとなっていることに加え、米国の関税措置等の影響による下押しリスクにも留意する必要がありますが、その一方では、2年連続で5%を上回る賃上げが実現するなど雇用・所得環境の改善が続いていることに加え、各種政策効果が経済を下支えすることが期待されております。

このような経済状況のもとで、当社グループは、「人材サービス事業」においては、派遣労働者の雇用形態の多様化を取り入れることによって、派遣労働者のキャリアアップを促し、より一層に派遣先のニーズにマッチした人材を確保できるように「正社員型派遣」の導入を開始いたしました。また、収益性が高い支店には、人員を投下し、営業活動エリアを広域にする等の方策をすすめております。「不動産賃貸事業」においては、長期保有により充分に収益をもたらした不動産のうち、市場価格相当以上の購入希望があった物件を売却致しました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高1,956百万円（前年同期比4.2%減）、営業利益11百万円（前年同期比21.2%増）、経常利益96百万円（前年同期比23.0%減）、親会社株主に帰属する中間純利益94百万円（前年同期比20.9%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### ① 人材サービス事業

人材ビジネス分野では、これまで派遣労働者の雇用形態は有期雇用契約を主としておりましたが、「正社員型派遣」を導入することによって、派遣労働者の雇用安定を促進しつつ、派遣先へ迅速な役務の提供ができるようすすめております。

また、昨今の物価上昇や派遣労働者の勤怠管理等のDX化に伴い、派遣料金等の単価アップ交渉を実施しました。

この結果、売上高1,917百万円（前年同期比4.2%減）、セグメント利益42百万円（前年同期比3.6%増）となりました。

##### ② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業では、空室状況の解消に伴い売上高が増加しました。また、物価上昇に伴い、一部賃料の引き上げを行いました。また、長期保有していた不動産の売却を致しました。

この結果、売上高38百万円（前年同期比6.2%減）、セグメント利益14百万円（前年同期比22.0%減）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの概況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、631百万円となりました。

また、各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、88百万円の支出となりました。これは主に、投資有価証券売却益61百万円、未払金の減少58百万円等によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、263百万円の収入となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入1,038百万円、投資有価証券の取得による支出939百万円、保険積立金の解約による収入104百万円等によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、62百万円の支出となりました。これは主に、短期借入金の純増減額△42百万円と長期借入金の返済による支出12百万円等によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注実績

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)	前年同期比 (%)
人材サービス事業 (千円)	1,917,904	95.8
人材派遣(千円)	1,865,361	97.0
有料職業紹介(千円)	52,543	67.1
不動産賃貸事業 (千円)	38,246	93.8
報告セグメント計 (千円)	1,956,150	95.8

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 人材派遣及び有料職業紹介は人材サービス事業の内数であります。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関しては以下のとおりです。

##### <担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、1ヶ月間の期間を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1か月前に書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

##### <J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力をを行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

##### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

###### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消出来なかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合は、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべきからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,060,000	3,795,000	1,265,000	1,265,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,060,000	3,795,000	1,265,000	1,265,000	—	—

(注) 2024年11月8日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月9日付で普通株式1株を200株に分割し、発行済株式総数は1,265,000株となりました。これに伴い定款を変更し、発行可能株式総数を5,060,000株に増加しております。また、同日付で単元株式制度を導入し、単元株式数を100株とする制度を採用しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2025年4月1日 ～ 2025年9月30日	—	1,265,000	—	100	—	1,769

#### (6)【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ヒューマン株式会社 ※1, 2	大阪市中央区安土町二丁目3番13号	1,264,900	99.9
奈良テレビ放送株式会社 ※1	奈良県奈良市法蓮佐保山三丁目1番11号	100	0.0
計	—	1,265,000	100.0

(注)「氏名又は名称」欄の※は、次のとおりの株主の属性を示します。

※1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

※2. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,265,000	12,650	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,265,000	—	—
総株主の議決権	—	12,650	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最近6月間においては売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、五十鈴監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,331,850	1,432,277
売掛金	394,905	373,148
その他	23,969	83,655
貸倒引当金	△1,400	△1,300
流動資産合計	1,749,324	1,887,781
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	659,755	616,157
減価償却累計額	△263,829	△224,221
建物及び構築物（純額）	395,926	391,936
機械装置及び運搬具	648	—
減価償却累計額	△648	—
機械装置及び運搬具（純額）	0	—
土地	658,786	641,540
リース資産	59,386	45,268
減価償却累計額	△42,793	△31,658
リース資産（純額）	16,592	13,610
その他	7,799	7,672
減価償却累計額	△5,286	△4,711
その他（純額）	2,513	2,960
有形固定資産合計	1,073,818	1,050,047
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	10,151	8,643
その他	5,637	313
無形固定資産合計	15,789	8,957
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	737,648	902,939
長期貸付金	155,200	155,000
繰延税金資産	21,928	144
その他	136,564	66,283
貸倒引当金	△217	△108
投資その他の資産合計	1,051,124	1,124,258
<b>固定資産合計</b>		
<b>資産合計</b>		
	3,890,057	4,071,043

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	789,000	747,000
1年内返済予定の長期借入金	24,560	24,681
短期リース債務	8,706	6,259
未払金	395,535	337,328
未払法人税等	29,610	33,044
未払消費税等	37,042	54,045
賞与引当金	5,850	6,960
その他	10,816	11,260
<b>流動負債合計</b>	<b>1,301,122</b>	<b>1,220,580</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	576,107	563,735
リース債務	9,739	7,892
繰延税金負債	—	49,207
その他	4,664	4,292
<b>固定負債合計</b>	<b>590,510</b>	<b>625,128</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,891,632</b>	<b>1,845,709</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,769,802	1,769,802
利益剰余金	155,227	249,357
<b>株主資本合計</b>	<b>2,025,029</b>	<b>2,119,159</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	△26,604	106,174
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△26,604</b>	<b>106,174</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,998,424</b>	<b>2,225,334</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,890,057</b>	<b>4,071,043</b>

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	2,042,624	1,956,150
売上原価	1,669,801	1,588,747
売上総利益	372,822	367,402
販売費及び一般管理費	※1 363,659	※1 356,296
営業利益	9,163	11,106
営業外収益		
受取利息	49	1,296
受取配当金	4	4
為替差益	—	67
投資有価証券売却益	120,666	66,087
保険解約返戻金	—	28,487
その他	2,101	1,193
営業外収益合計	122,821	97,137
営業外費用		
支払利息	4,593	6,622
投資有価証券売却損	1,646	4,879
為替差損	77	—
営業外費用合計	6,316	11,501
経常利益	125,668	96,741
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 43,392
特別利益合計	—	43,392
特別損失		
電話加入権評価損	—	5,324
特別損失合計	—	5,324
税金等調整前中間純利益	125,668	134,809
法人税、住民税及び事業税	13,002	40,132
法人税等調整額	△6,278	547
法人税等合計	6,724	40,679
中間純利益	118,944	94,130
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	118,944	94,130

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	118,944	94,130
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△46,240	132,779
その他の包括利益合計	△46,240	132,779
中間包括利益	72,703	226,909
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	72,703	226,909

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	125,668	134,809
減価償却費	20,002	16,021
貸倒引当金の増減額（△は減少）	300	△208
賞与引当金の増減額（△は減少）	△4,335	1,110
受取利息及び受取配当金	△54	△1,301
保険解約返戻金	—	△28,487
支払利息	4,593	6,622
固定資産売却益	—	△43,392
投資有価証券売却損益（△は益）	△119,019	△61,208
売上債権の増減額（△は増加）	46,769	21,974
未払消費税等の増減額（△は減少）	△30,330	17,003
仮払金の増減額（△は増加）	△18,704	△1,139
未払金の増減額（△は減少）	△97,558	△58,206
その他	△55,931	△50,881
小計	△128,601	△47,285
利息及び配当金の受取額	54	1,301
利息の支払額	△4,675	△6,543
法人税等の支払額	△26,072	△35,510
営業活動によるキャッシュ・フロー	△159,295	△88,037
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,666	△47,253
有形固定資産の売却による収入	—	100,911
投資有価証券の取得による支出	△1,460,963	△939,604
投資有価証券の売却による収入	1,459,629	1,038,749
定期預金の預入れによる支出	△383,925	△320,475
定期預金の払戻による収入	376,838	333,056
保険積立金の解約による収入	—	104,332
その他	△11,144	△6,408
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,231	263,308
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△60,000	△42,000
長期借入金の返済による支出	△14,450	△12,249
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△6,692	△8,080
財務活動によるキャッシュ・フロー	△81,142	△62,330
現金及び現金同等物に係る換算差額	△77	67
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△261,747	113,008
現金及び現金同等物の期首残高	1,098,481	518,796
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 836,734	※ 631,804

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
役員報酬	34,998千円	28,842千円
給料手当	140,060	127,084
広告宣伝費	53,212	55,232
貸倒引当金繰入額	300	108
賞与引当金繰入額	2,712	6,897

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
機械装置及び運搬具	—	109千円
建物及び構築物	—	43,283
計	—	43,392

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
現金及び預金勘定	1,612,413千円	1,432,277千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△775,679	△800,472
現金及び現金同等物	836,734	631,804

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

配当に関する事項

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		計	調整額 (注1)	中間連結 損益計算書 (注2)
	人材サービス 事業	不動産賃貸 事業			
売上高					
外部顧客への売上高	2,001,862	40,761	2,042,624	—	2,042,624
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	8,656	8,656	△8,656	—
計	2,001,862	49,417	2,051,280	△8,656	2,042,624
セグメント利益	40,584	18,104	58,688	△49,525	9,163

(注) 1. セグメント利益の調整額△49,525千円には、セグメント間取引消去9,716千円、各報告セグメントに配賦していない全社費用△59,242千円を含むものであります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		計	調整額 (注1)	中間連結 損益計算書 (注2)
	人材サービス 事業	不動産賃貸 事業			
売上高					
外部顧客への売上高	1,917,904	38,246	1,956,150	—	1,956,150
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	7,089	7,089	△7,089	—
計	1,917,904	45,335	1,963,240	△7,089	1,956,150
セグメント利益	42,028	14,121	56,150	△45,044	11,106

(注) 1. セグメント利益の調整額△45,044千円には、セグメント間取引消去10,832千円、各報告セグメントに配賦していない全社費用△55,876千円を含むものであります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおけるセグメント別の顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	人材サービス事業	不動産賃貸事業	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,923,582	—	1,923,582
一時点で移転される財又はサービス	78,280	—	78,280
顧客との契約から生じる収益	2,001,862	—	2,001,862
その他の収益	—	40,761	40,761
外部顧客への売上高	2,001,862	40,761	2,042,624

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	人材サービス事業	不動産賃貸事業	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,865,361	—	1,865,361
一時点で移転される財又はサービス	52,543	—	52,543
顧客との契約から生じる収益	1,917,904	—	1,917,904
その他の収益	—	38,246	38,246
外部顧客への売上高	1,917,904	38,246	1,956,150

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益	94.03円	74.41円

- (注) 1. 当社は、2024年11月9日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純利益		
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	118,944	94,130
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益 (千円)	118,944	94,130
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,265,000	1,265,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

ヒューマンステージホールディングス株式会社  
取締役会御中

五十鈴監査法人  
本部・津事務所

指定社員 公認会計士 下津和也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡根良征  
業務執行社員

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒューマンステージホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマンステージホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間

連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上